

水質汚濁防止法特定施設等の点検について

水質汚濁防止法の一部を改正する法律(平成23年法律第71号、平成24年6月1日施行)では、**工場や事業場における有害物質の非意図的な漏えいや、床面等からの地下浸透を防止**する観点から、以下のように規定を設けました。

(1) 対象施設の拡大(貯蔵指定施設等の追加)

有害物質を貯蔵する施設等の設置者は、施設の構造等について都道府県知事等に事前に届け出なければならない。

(2) 構造等に関する基準遵守義務等

有害物質の使用、貯蔵等を行う施設の設置者は、構造等に関する基準を遵守しなければならない。

(3) 定期点検の義務の創設

有害物質の使用、貯蔵等を行う施設の設置者は、施設の構造・使用の方法等について、定期に点検しなければならない。

○ 施設・設備等の点検範囲について

有害物質使用特定施設または**有害物質貯蔵指定施設**の床面や、施設の稼働に伴い有害物質が飛散や漏えいした際に影響が及ぶことが想定される範囲が対象となります。
また、施設とつながりのある排水溝や配管、バルブ類や配管の継手類等も対象に含める必要があります

○ 目視等からは判断できない場合の漏えい等の確認について

有害物質の飛散や漏えい等の懸念がある場合には、施設等の下部やその周辺の土壌・地下水調査を行うことや、必要に応じて周辺に地下水の観測井を設け地下水を監視することも有効です。

土壌汚染や地下水汚染は、いったん生じさせてしまうとその対策に多大な費用と時間を要することになります。

このため、施設の点検を適切に行い、「**新たな汚染を生じさせない**」、「**万が一、汚染が生じた場合には、早期に把握し、その対策を行う**」ことが重要となります。

当社は土壌汚染対策法に基づく指定調査機関及び計量証明事業所として、土壌・地下水調査から調査結果に対する評価まで一貫した土壌調査業務について長年の実績があります。

詳しくは、**研究開発部 坂田(内線273)・明石(内線267)**まで、お気軽にお問い合わせ下さい。

